+r	ID.
新 	IB
標準給水装置工事施行基準	標準給水装置工事施行基準
A 7 Fr. 4 El	
令和7年4月	令和6年 10 月
大阪広域水道企業団	大阪広域水道企業団
	/\f\\/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\

新

3.2 申請場所

1. 給水装置工事の申請及び手続は、当該工事場所の水道センターで行うこと。

〈鱼石宝台

- 1. 指定工事業者は申込者と工事を契約した後、当該工事に関する必要な関係書類を水道センターの窓口に提出し(表 3-
- 1)、承認を受けなければならない。給水装置工事の標準的な流れは図3-1のとおりである。

表 3-1 提出先

センター名	所在地	TEL
藤井寺水道センター	藤井寺市岡一丁目1番1号 (藤井寺市役所内)	072-939-1324(直通)
泉南水道センター	泉南市樽井 737	072-482-6551 (直通)
四條畷水道センター	四條畷市中野本町1番 44 号	072-876-7402(直通)
大阪狭山水道センター	大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の1 (大阪狭山市役所内)	072-349-9413(直通)
阪南水道センター	阪南市鳥取 74 番地の1	072-470-2155(代表)
豊能地域水道センター(豊能町域及び能勢町域)	豊能町東ときわ台一丁目2番地の3	072-738-3311(直通)
忠岡水道センター	忠岡町忠岡東一丁目 34 番1号 (忠岡町役場内)	0725-22-1122(代表)
熊取水道センター	熊取町希望が丘二丁目 15番4号	072-452-0357(直通)
田尻水道センター	田尻町嘉祥寺 375 番地1 (田尻町役場内)	072-466-5012(直通)
岬水道センター	岬町深日 2000 番地の1	072-492-4140(直通)
南河内地域水道センター (太子町域、河南町域 及び千早赤阪村域)	太子町大字太子 353 番地の1	0721-98-5536(直通)

3.2 申請場所

1. 給水装置工事の申請及び手続は、当該工事場所の水道センターで行うこと。

(解説)

- 1. 指定工事業者は申込者と工事を契約した後、当該工事に関する必要な関係書類を水道センターの窓口に提出し(表 3-
- 1)、承認を受けなければならない。給水装置工事の標準的な流れは図3-1のとおりである。

表 3-1 提出先

センター名	所在地	TEL
藤井寺水道センター	藤井寺市岡一丁目1番1号 (藤井寺市役所内)	072-939-1324(直通)
泉南水道センター	泉南市樽井 737	072-482-6551 (直通)
四條畷水道センター	四條畷市中野本町1番 44 号	072-876-7402(直通)
大阪狭山水道センター	大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の1 (大阪狭山市役所内)	072-349-9413(直通)
阪南水道センター	阪南市鳥取 74番地の1	072-470-2155(代表)
豊能地域水道センター	豊能町東ときわ台一丁目2番地の3	072-738-3311(直通)
忠岡水道センター	忠岡町忠岡東一丁目 34 番1号 (忠岡町役場内)	0725-22-1122(代表)
熊取水道センター	熊取町希望が丘二丁目 15番4号	072-452-0357(直通)
田尻水道センター	田尻町嘉祥寺 375 番地1 (田尻町役場内)	072-466-5012(直通)
岬水道センター	岬町深日 2000 番地の1	072-492-4140(直通)
太子水道センター	太子町大字太子 353 番地の1	0721-98-5536(直通)
河南水道センター	河南町大字白木 1359 番地の6 (河南町役場内)	0721-93-2500(代表)
千早赤阪水道センター	千早赤阪村大字水分 180 番地 (千早赤阪村役場内)	0721-26-7165(直通)

新

3.3 事務手続

2. 工事の申込み

給水装置工事申込書を水道センターに提出する場合、工事内容により必要添付書類が異なる。(表 3-2)また、「内容」が内部申請の場合、給水方式や建物階数によって追加で必要となる添付書類がある。(表 3-3)工事の申込みに必要な書類を確認し、円滑な事務手続きが行えるよう工事内容を充分理解の上、申込みすること。

表 3-2 工種別に必要な書類

	工程		内容	図面の特徴	給水装置工事申込書	給水装置工事(設計・竣工)図面	建築確認済証(写)	誓約書(臨時栓)	誓約書(用途指定)	誓約書(引込管)	寄附採納願	土地掘削占用承諾書(採納用)	設置に関する誓約書元付け型浄水器等の	改置誓約書 水道直結式スプリンクラー	消防署との協議記録
					様式 1号	様式 2号		様式 3号	様式 4号	様式 5号	様式 6号	様式 7号	様式 8号	様式 9号	
A	新設	1	内部申請 (建築物を伴う申請)	内部配管	0	0	0						Δ	Δ	Δ
A	利政	2	用途指定 (散水・駐車場・畑等)	散水用等 (1栓程度)	0	0			0						
В	改良	1	内部申請 (建築物を伴う申請)	内部配管	0	0	0						Δ	Δ	Δ
	(改造・増設)	2	用途指定 (散水・駐車場・畑等)	散水用等 (1栓程度)	0	0			0						
С	臨時栓	1	永久装置用 (事後に内部申請)	1栓	0	0		0							
)	四月	2	不要装置用 (事後に撤去予定)	1栓	0	0		0							
D	給水主管	1	給水主管布設	道路への給水主管布設	0	0					Δ	Δ			
DD	引込管	1	引込管布設	止水栓止め	0	0				0					
	1+t	1	撤去	撤去	0	0									
E	撤去	1	1000	JHA.A											

○:必要な書類 △:必要な場合がある書類

上記以外の書類が必要な場合があります。その際は水道センターの指示に従ってください。

3. 設計審査

(3) メーターの設置(給水条例第20条)

メーターの負担金は水道センターごとに取扱いや金額等が異なるため、表 3-3 に基づき、詳細については申込みを行う水道センターに確認すること。

表 3-2 その他費用

						水	道セン	ター							
その他費用		藤 - 四 大 - 豊					. + •								域
での心臭川	藤井寺	泉南	四條 畷	大 阪 狭 山	阪南	豊能地域	忠岡	熊取	田尻	岬	太子	河南	千早赤阪		
メーター負担金	0		0					*	*						

3.3 事務手続

2. 工事の申込み

給水装置工事申込書を水道センターに提出する場合、工事内容により必要添付書類が異なる。(表 3-2)また、「内容」が内部申請の場合、給水方式や建物階数によって追加で必要となる添付書類がある。(表 3-3)工事の申込みに必要な書類を確認し、円滑な事務手続きが行えるよう工事内容を充分理解の上、申込みすること。

IΒ

表 3-2 工種別に必要な書類

	工程		内容	図面の特徴	給水装置工事申込書	給水装置工事(設計・竣工)図面(建築確認済証(写)	臨時栓用給水申込書	誓約書(用途指定)	誓約書(引込管)	寄附採納願载	土地掘削占用承諾書(採納用)(共	設置に関する誓約書様元付け型浄水器等の式	改置誓約書 様	消防署との協議記録
	ı		1.45.4.74		1号	2号		3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
	新設	1	内部申請 (建築物を伴う申請)	内部配管	0	0	0						Δ	Δ	Δ
A	初政	2	用途指定 (散水・駐車場・畑等)	散水用等 (1栓程度)	0	0			0						
В	改良	1	内部申請 (建築物を伴う申請)	内部配管	0	0	0						Δ	Δ	Δ
	(改造・増設)	2	用途指定 (散水・駐車場・畑等)	散水用等 (1栓程度)	0	0			0						
С	臨時栓	1	永久装置用 (事後に内部申請)	1 栓	0	0		0							
	EDQ 475 11主	2	不要装置用 (事後に撤去予定)	1 栓	0	0		0							
D	給水主管	1	給水主管布設	道路への給水主管布設	0	0					Δ	Δ			
D D	引込管	1	引込管布設	止水栓止め	0	0				0					
Е	撤去	1	撤去	撤去	0	0									
F	修繕	1	修繕	修繕	0	0									

○:必要な書類 △:必要な場合がある書類

上記以外の書類が必要な場合があります。その際は水道センターの指示に従ってください。

3. 設計審査

(3) メーターの設置(給水条例第20条)

メーターの負担金は水道センターごとに取扱いや金額等が異なるため、表 3-3 に基づき、詳細については申込みを行う水道センターに確認すること。

表 3-3 その他費用

						水	道セン	ター					
その他費用	藤井寺	泉南	四條畷	大阪狭山	阪南	豊能	忠岡	熊取	田尻	岬	太子	河南	千早赤阪
メーター負担金	0		0					*	*				

新

4.5 給水管の口径決定

4.5.1 基本事項

- 3. メーターの口径
- (1) メーターの型式

水道センターが採用しているメーターの型式は表 4-11 のとおりである。

表 4-11 メーターの型式

						;	水道センター	-					
				大		豊							t
メーター口径 (mm)	藤 井 寺	泉南	四 條 畷	へ 阪 狭 山	阪南	豆能 地域	忠	熊取	田尻	岬	太 子	河南	千 早 赤 阪
13		Α		Α	Α			А	А				
20			В	В		В	В		В		В	В	
25	В	В			В			В		В			В
30				×					×				
40		С	С	С	C·D	С	С		B⋅C		C·D	С	
50		C·E·F	F		C·D·F	E	C·E			E		E	E
75	E	E·F	· ·	E	F		E				F		_
100			F·G					_	_	_			
150	_	G	G	G	G	_	_				_	_	-
200		~	_		_								

Α	単箱式接線流羽車式(ネジ式)	В	複箱式接線流羽車式(ネジ式)	С	縦形軸流羽根車式(ネジ式)
D	電子式縦形軸流羽根車式(ネジ式)	E	縦形軸流羽根車式(フランジ式)	F	電子式縦形軸流羽根車式(フランジ式)
G	電磁式	-	協議	×	不可

5.4 メーター設置基準

5.4.2 メーターの設置

3. 水道センターのメーター設置方法

原則、親メーターを設置すること。各戸の私設メーターや公設メーターの設置方法や検針方法については、水道センターによって異なるため、**表 5-3**を参照し協議すること。

表 5-3 メーターの設置方法

						水道センター													
RΔ				藤井南															
	区分				四 條 畷	大阪狭山	阪南	豊能地域	忠岡	熊取	田尻	岬	太子	河南	千早赤阪				
	二世帯住宅	各戸公設メーター	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•				
	_E#IE-E	親メーター	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•				
	#B&\$	各戸公設メーター(地付け)	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•					
直結式	共同住宅 (直圧式)	親メーター(各戸私設メーター)	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•				
		親メーター(各戸公設メーター)									•	•	•						
	共同住宅	親メーター(各戸私設メーター)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				
	(増圧式)	親メーター(各戸公設メーター)		[T	•		•	ļ	[•		[
貯水槽式	#4 4545	親メーター(各戸私設メーター)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				
灯水僧式	共同住宅	親メーター(各戸公設メーター)				•		•		•		•	•						

4.5 給水管の口径決定

- 4.5.1 基本事項
- 3. メーターの口径
- (1) メーターの型式

水道センターが採用しているメーターの型式は表 4-11 のとおりである。

表 4-11 メーターの型式

ΙВ

						;	水道センタ-	-					
メーター口径 (mm)	藤井寺	泉南	四 條 畷	大 阪 狭 山	阪南	豊能	也 圈	熊取	田 尻	岬	太 子	河南	千 早 赤 阪
13		Α		Α	Α			Α	А				
20			В	В		В	В		В		В	В	
25	В	В		b	В			В		В		В	В
30				×					×				
40		С	С	С	C·D	С	С		B·C		C·D	С	
50		C·E·F	F		C·D·F	Е	C·E			E		E	Е
75	E	E·F	-	E	F	_	Е				F	J	_
100			F·G		<u>'</u>			_	_	_			
150	_	G	G	G	G	_					_	_	-
200		, a	_	u u	_								

А	単箱式接線流羽車式(ネジ式)	В	複箱式接線流羽車式(ネジ式)	С	縦形軸流羽根車式(ネジ式)
D	電子式縦形軸流羽根車式(ネジ式)	E	縦形軸流羽根車式(フランジ式)	F	電子式縦形軸流羽根車式(フランジ式)
G	電磁式	_	協議	×	不可

5.4 メーター設置基準

5.4.2 メーターの設置

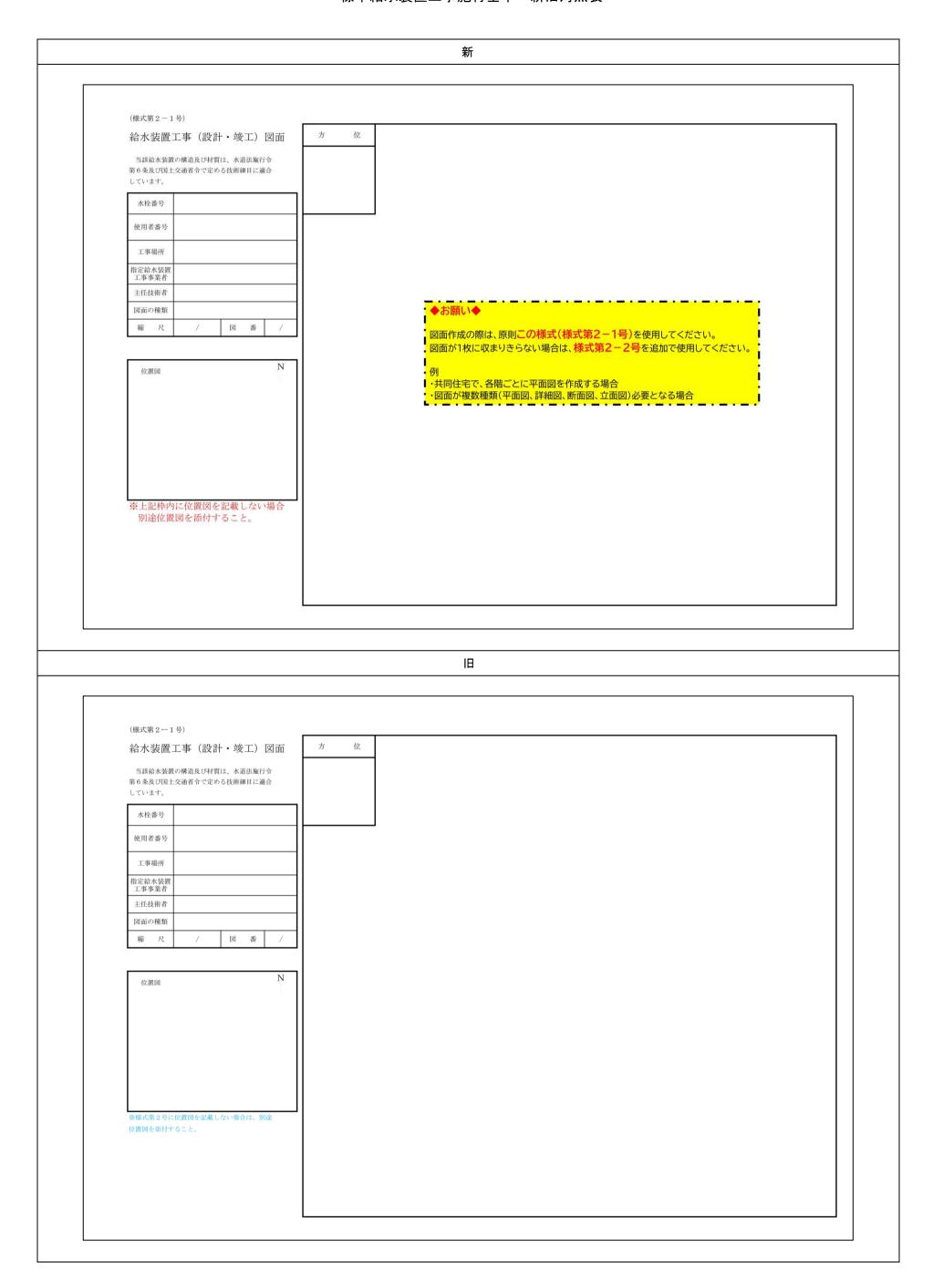
3. 水道センターのメーター設置方法

原則、親メーターを設置すること。各戸の私設メーターや公設メーターの設置方法や検針方法については、水道センターによって異なるため、**表 5-3**を参照し協議すること。

表 5-3 メーターの設置方法

								水	道セン	ター					
	区 <u>:</u>))	藤井寺	泉南	四條畷	大阪狭山	阪南	豊能	忠岡	熊取	田尻	岬	太子	河南	千早赤阪
	二世帯住宅	各戸公設メーター 親メーター	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •
直結式	共同住宅 (直圧式)	各戸公設メーター(地付け) 親メーター(各戸私設メーター) 親メーター(各戸公設メーター)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•
	共同住宅 (増圧式)	親メーター(各戸私設メーター) 親メーター(各戸公設メーター)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
貯水槽式	共同住宅	親メーター (各戸私設メーター) 親メーター (各戸公設メーター)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•

新	IB
(様式第1号) ※企業団使用欄 決 裁 使用者番号 水栓番号 所長 整理番号	(様式第1号)
給水装置工事申込書	給水装置工事申込書
(宛先) 大阪広域水道企業団企業長 様 年 月 日	(宛先) 大阪広域水道企業団企業長 様 年 月 日
大阪広城水道企業団水道事業給水条例第10条第1項により、給水装置工事を次のとおり申し込みます。 本申込書の提出に当たり、大阪広城水道企業団水道事業給水条例、同施行規程及び下記の誓約事項を遵守するとともに、 本工事に関する第三者からの異議申し立てについては、当方で責任をもって解決します。 また、給水装置工事を行うに当たり、工事に必要な一切の権限を下記の指定給水装置工事事業者に委任します。 なお、加入金・手数料等を納期限までに納付しなかったときは、申込みが取り消される事を了承します。	大阪広域水道企業団水道事業給水条例第10条第1項により、給水装置工事を次のとおり申し込みます。 本申込書の提出に当たり、大阪広域水道企業団水道事業給水条例、同応行規程及び下記の誓約事項を遵守するとともに、 本工事に関する第三者からの異議申し立てについては、当方で責任をもって解決します。 また、給水装置工事を行うに当たり、工事に必要な一切の権限を下記の指定給水装置工事事業者に委任します。 なお、加入金・手数料等を納期限までに納付しなかったときは、申込みが取り消される事を了承します。
申込者 (委任者) 住 所	申 込 者 (委 任 者)
フ リ ガ ナ 氏名又は名称 代表者の氏名	氏名又は名称 代表者の氏名
電 話 番 号	電 話 番 号
工事場所 (設置場所) 備 考 当該申込みにおいて記入された個人に関する情報について、給水装置工事の施工に伴う事務のほか、 水道事業の運営に係る事務の目的に利用することを承諾します。	工事場所 (設置場所) 備 考 当該申込みにおいて記入された個人に関する情報について、給水装置工事の施工に伴う事務のほか、
1. 緊急やむを得ない場合の給水制限、断水及び濁り水等により損害が生じても、大阪広域水道企業団に対し損害を請求しません。 2. 加入金・手数料等について、大阪広域水道企業団水道事業給水条例の定めに従い納付します。 3. メーターの設置場所周辺は、メーターの検針、取替又は修繕に支障のないよう管理します。もし支障が生じた場合には、メーター位置の変更等、自費で必要な対応を行います。 4. 借用したメーターを亡失又は毀損した場合は、その損害を賠償します。 5. 配水管から分岐した本給水装置は私の所有物ですので、私が責任をもって維持管理します。 6. 本給水装置の老朽化等による錆水又は通水障害により配管替えを必要とする場合は、自費で対応します。 7. この工事に関して利害関係人その他の者から異議があった場合、すべて工事申込者の責任において解決します。 8. 本給水装置を第三者に譲渡する場合は、譲受人に対して一切の権利義務を承継します。	水道事業の運営に係る事務の目的に利用することを承諾します。 1. 緊急やむを得ない場合の給水制限、断水及び濁り水等により損害が生じても、大阪広域水道企業団に対し損害を請求しません。 2. 加入金・手数料等について、大阪広域水道企業団水道事業給水条例の定めに従い納付します。 3. メーターの設置場所周辺は、メーターの検針、取替又は修繕に支障のないよう管理します。もし支障が生じた場合には、メーター位置の変更等。自費で必要な対応を行います。 4. 借用したメーターを亡失又は毀損した場合は、その損害を賠償します。 5. 配水管から分岐した本給水装置は私の所有物ですので、私が責任をもって維持管理します。 6. 本給水装置の老朽化等による錆水又は通水障害により配管替えを必要とする場合は、自費で対応します。 7. この工事に関して利害関係人その他の者から異議があった場合、すべて工事申込者の責任において解決します。 8. 本給水装置を第三者に譲渡する場合は、譲受人に対して一切の権利義務を承継します。
指定給水装置工事事業者 指定第	指定給水装置工事事業者 指定第



第2-2号) 給水装置工事(設計・	竣工)図面					9	5 位
1 (1)							7 Tares
	◆お願い◆						
	・ 図面作成の際は ・図面が1枚に収ま	:、原則 <mark>様式第2-1号</mark> を倒まりきらない場合は、 この	開してください。 <mark>様式(様式第2-2号)</mark> を追加	ロで使用してください	\ ₀		
	- 毎日						
	・共同住宅で、各 ・図面が複数種類	階ごとに平面図を作成する 類(平面図、詳細図、断面図、	場合 立面図)必要となる場合				
水栓番号	使用者番号	工事場所	当該給水装置の構造及び 指定給水装置工事事業者	オ質は、水道法施行令第6多 主任技術者	条及び国土交通省令 図面の種類	で定める技術細目	に適合しています。 図番
	SOUTH BLV		The second secon		100.754	/ /	IZITEF
	l						100
			IΒ				
			IΒ				
第2一2号)			IΒ				
^{第2-2号)} 給水装置工事(設計・	竣工)図面		IΒ			į	· 安 (位
	竣工)図面		IΒ			, j	ラ 位
	竣工)図面		IB			7	ラ 位
	竣工)図面		IB			7	· 拉
	竣工)図面		IB			J	7 (dz.
	竣工)図面		IB				5 位
	竣工)図面		IB				ラ 位
	竣工)図面		IB			7	F AX
	竣工)図面		IB				F GZ
	竣工)図面		IB			7	F GZ
	竣工)図面		IB				5 位.
	竣工)図面		IB				5 位
	竣工)図面		IB				· 位
	竣工)図面			才質は、水道法施行令第6多	条及び国土交通省令		
	竣工)図面	工事場所		才質は、水道法施行令第6タ 主任技術者	及び国土交通省令図面の種類		
給水装置工事(設計・		工事場所	当該給水装置の構造及び			で定める技術細目	に適合しています。
給水装置工事(設計・		工事場所	当該給水装置の構造及び			で定める技術細目・縮尺	に適合しています。 図番

新	IB
(様式第3号) 年 月 日	(様式第 3 号) 年 月 日
(宛先) 大阪広域水道企業団企業長 様	(宛先) 大阪広域水道企業団企業長 様
住 所 (給水装置工事 申込者) 氏名又は名称 代表者の氏名 誓 約 書 (臨時栓)	住 所

	新 ————————————————————————————————————	IB
(樣式第16号)		(様式第16号)
(宛先) 大阪広域水道企業団企業長	年 月 日	年 月 日 (宛先) 大阪広域水道企業団企業長 様
	住 所	住 所
	水圧調査申込書	水圧調査申込書
下記の給水装置工事を行	テいたいので、配水管の水圧の調査を申込みます。 	下記の給水装置工事を行いたいので、配水管の水圧の調査を申込みます。
	記	記
1. 協議場所 住所		1. 協議場所 住所
建築物	新築 既築	建築物 新築 既築
建物階数	地上 階 ・ 地下 階	建物階数 地上 階 地下 階
給水用途	住宅 戸 事務所 戸	給水用途 住宅 戸 事務所 戸
_	店舗 戸 その他()_	店舗 戸 その他()_
2. 給水方式	□直結直圧式 □直結増圧式	2. 給水方式 □直結直圧式 □直結増圧式
	1)位置図 2) その他	3. 添付書類 (1)位置図 (2)その他

(様式第17号) 年 月 日 (宛先) 大阪広域水道企業団企業長 様 住 所 (申込者) 氏名又は名称 代表者の氏名
年 月 日 (宛先) 大阪広域水道企業団企業長 様 住 所 (申込者) 氏名又は名称
(宛先) 大阪広域水道企業団企業長 様 住 所 (申込者) 氏名又は名称
(申込者) 氏名又は名称
式名 义 は名称
TVATE VALUE
事 前 協 議 申 込 書
下記の給水装置工事を行いたいので、事前協議を申込みます。
記
1. 協議場所 住所
建築物 新築 既築
建物階数 地上 階 地下 階
給水用途 住宅 戸 事務所 戸
店舗 戸 その他()
2. 給水方式 □直結直圧式 □直結増圧式 □貯水槽式
3. 設計水圧 Mpa (kg/cm²)
4. 添付書類 (1) 誓約書 (2) 位置図 (3) 給水装置配置図 (4) 立面図 (5) 水理計算書